

## くらしの情報あれこれ



## 詐欺的な“サクラサイト商法”に注意しましょう

消費生活センター ☎443-2047

### 事例

#### 《出会い系型》

「芸能人の〇〇です。友達になってください。」と知らないアドレスからメールが届き、返信すると“交流サイト”に誘導され、登録した。相手と会うためにはポイントが必要と言われ購入したが、いくら購入しても相手と会うことができない。

#### 《内職サイト型(利益誘導型)》

インターネットで「悩み相談に乗ると報酬がもらえる」という広告を見てサイトに登録した。相談相手から「お礼に2,000万円差し上げます。ただし、受け取りのための手続き費用が必要です。」と言われ、支払ったが、報酬を受け取ることができない。

業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、弁護士などになりすましてサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させる手口を「サクラサイト商法」といいます。

### アドバイス

- ・ サイト利用のきっかけとなる迷惑メールなどには絶対に返信しないようにしましょう。
- ・ 知らない人から、簡単な条件で大金がもらえることは絶対にありません。本当かどうか確認できない相手とはメールのやり取りをしないようにしましょう。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…土日祝を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)